

東陵中学校PTA規約

第1条 (名 称)

本会は東陵中学校PTAと称し、事務局を東陵中学校に置く。
所在地：愛知県名古屋市緑区鳴海町細根100の1

第2条 (目 的)

本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のために、次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教職員になるよう教養につとめる。
- 2 家庭、学校との緊密な連絡によって、青少年の校外生活を指導し、生活環境をよくすることにつとめる。
- 3 生徒ならびに会員の福祉の向上につとめる。

第4条 (方 針)

本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- 1 青少年の教育ならびに福祉のために活動する関係団体と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とする行為は行わない。
- 3 学校の人事やその他の管理に干渉しない。

第5条 (会 員)

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者および本校の教職員とする。

第6条 (経 理)

- 1 本会の経理は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 2 会費は総会で定める。
- 3 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第7条 (役員)

- 1 本会には次の役員をおく。
 - 会 長 (1名)
 - 副会長 (3名)
 - 書 記 (2名)
 - 会 計 (3名)役員任期は1年とする。ただし重任もさまたげない。
- 2 役員は次の任務を行う。
 - (1) 会 長 …… 会長は、本会の業務を統括し、すべての集会を主宰し、また、外部に対し会を代表する。
 - (2) 副会長 …… 会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。
 - (3) 書 記 …… 本会の庶務に関するすべての仕事を行う。
 - (4) 会 計 …… 本会の経理に関するすべての仕事を行う。
- 3 役員を選出
 - (1) 会長は総会において会長候補者指名委員会により、選ばれた候補者の中から選出する。副会長、書記および会計は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
 - (2) 会長候補者指名委員会は、小学校区ごと、学年ごと、および教員の委員より選ばれた者によって構成する。

第8条 (会計監査)

- 1 本会の会計監査は2名とし、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 3 任期は1年とする。

第9条 (委員)

- 1 本会は委員若干名を置き、任期は1年とする。ただし重任もさまたげない。
- 2 委員は会務を分担する。
委員の選出。
 - (1) 委員は選考委員会により学級別に選出する。
 - (2) 選考委員会は役員及び常任委員によって構成する。

第10条（顧問）

本会は顧問をおくことができる。

第11条（運営機構）

1 本会は次の会を設けて運営する。

- (1) 総会 … 全会員をもって構成され、本会の最高決議期間である。
- (2) 全委員会 … 本会の役員、委員をもって組織し、総会にかわって緊急事項の審議をする。
- (3) 常任委員会 … 役員および専門委員会正・副委員長、会計監査、校長(学校代表)をもって構成され、会の運営と緊急事項を処理する。
- (4) 専門委員会 … 専門委員会は会長が委員の中からこれを指名し、特に委嘱された会務を分担する。

※必要に応じて臨時の委員会を設けることができる。

2 専門委員会には次の委員会を常置する。

- (1) 生活安全委員会 … 青少年の校外生活を指導し、生活環境をよくし、健全な生徒の背成につとめるとともに、生徒の安全を見守る。
- (2) 教養委員会 … 家庭教育セミナー等会員の教養や福祉の向上につとめる。
- (3) 広報委員会 … 会員ならびに地域社会に対し、情報の伝達、意見の交換につとめる。

第12条（会員の個人情報の取り扱いについて）

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「東陵中学校PTA個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第13条（規約の改正）

規約は総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

第14条（規約の発効）

本規約は昭和62年5月1日より施行する。

本規約は平成9年4月28日一部語句を改正(末梢、訂正)し、5月1日より施行する。

本規約は平成29年4月26日第11条2-(1)の生活厚生委員会の名称を生活安全委員会と変更し平成30年4月1日より施行する。

本規約は令和4年9月1日 第12条を追加、一部語句を訂正し、10月1日より施行する。